

多久市耐震改修促進計画

平成 2 1 年 3 月

令和 2 年 3 月 《改定》

多久市

目次

はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 耐震改修促進法の概要	2
3. 想定される地震規模と被害の状況	3
第1章 計画の概要	14
1. 計画の趣旨	14
2. 計画の位置づけ	14
3. 計画期間	15
第2章 耐震化の基本方針	
1. 建築物の耐震化を促進するための基本方針	16
第3章 建築物の耐震化に関する目標	18
1. 耐震化の目標設定	18
2. 耐震化の方針	18
3. 耐震化の現状と目標	19
第4章 耐震化の促進に関する施策	21
1. 耐震化を促進するための施策	21
■ 多久市緊急輸送道路網図	24
■ 耐震化を促進するための施策一覧	25
2. 実効性を高めるための取り組み	26
別表 1	
■ 耐震改修促進法における規制対象一覧（第14 条に定める建築物）	
別表 2	
■ 多久市 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	

はじめに

1. 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生し、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。平成7年12月より施行）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

その後、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成17年11月に改正した。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示が平成18年1月から施行された。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置づけられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化され、佐賀県が平成19年3月に耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「佐賀県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、本市においても、平成21年3月に「多久市耐震改修促進計画」を定めた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、津波の影響も大きく受け、2万5千人の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。

このように、平成17年の法改正後、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされるなか、「耐震改修促進法」が平成25年5月29日に改正され、同年11月25日に施行された。

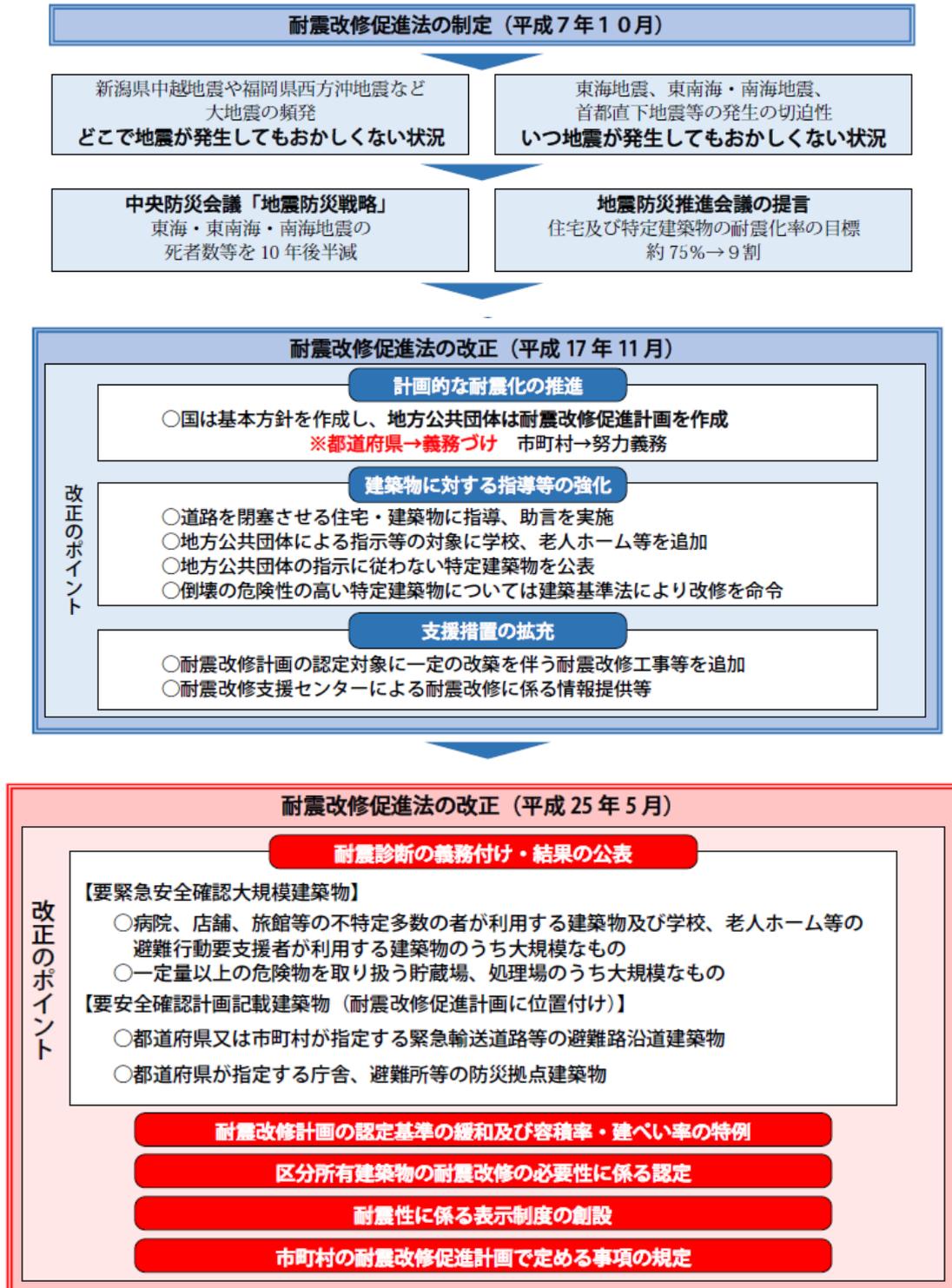
この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについては、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

そのような中、平成28年4月14日・16日には熊本地震が発生し、佐賀県でも6市町において震度5以上を記録した。市内及び県内では、住宅・建築物の倒壊などの建物被害はなかったものの、この地震で大規模地震が発生する可能性が十分にあることを認識させられた。また、市内においても、震度7以上の地震を引き起こす可能性のある断層帯も存在するため、建築物の地震対策は緊急の課題である。

このようなことから、本市では、平成25年度の法律改正と熊本地震を踏まえ、「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する目標」、「目標を達成するために必要な耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」などについて、平成21年3月に定めた「多久市耐震改修促進計画」を見直すものである。

2. 耐震改修促進計画の概要

◆耐震改修促進法改正の概要



3. 想定される地震規模と被害の状況

第1節 地震に関する本市の特徴

第1項 本市の地形、特性

本市は、四方を山に囲まれた盆地であり、わずかに東南に開けて佐賀平野につらなっている。周囲の山は、天山、船山、八幡岳のほか、南に徳蓮岳、鬼の鼻山、両子山が連なり、丘陵台地をなしている。これらの諸山から源を発する河川は、市の中央部を東西に貫く牛津川を主流として、南北より草木原川、板屋川、向谷川、中通川、今出川、石原川、別府川の諸河川が合流して、東多久町納所をとおり、小城市牛津町を経て六角川にそそいでいる。水田は、これらの河川を中心とした平坦地帯に発展しているが灌漑用水に便利な山間部では狭小な棚田も多くある。山なみが急峻で花崗岩系の土性であるため、雨期には、流水が一挙に増加し水害を引き起こし、南多久町及び東多久町の牛津川沿岸では、冠水の常習地帯となっている。

第2項 本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

市内には、牛津川、今出川、中通川の周辺に軟弱な沖積層が分布しており、この地域で地震が発生した場合には、大きな被害が生じるおそれがある。また軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの違いから大きな被害を受けることがわかっている。

第3項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が「主要活断層帯」に選定されている。

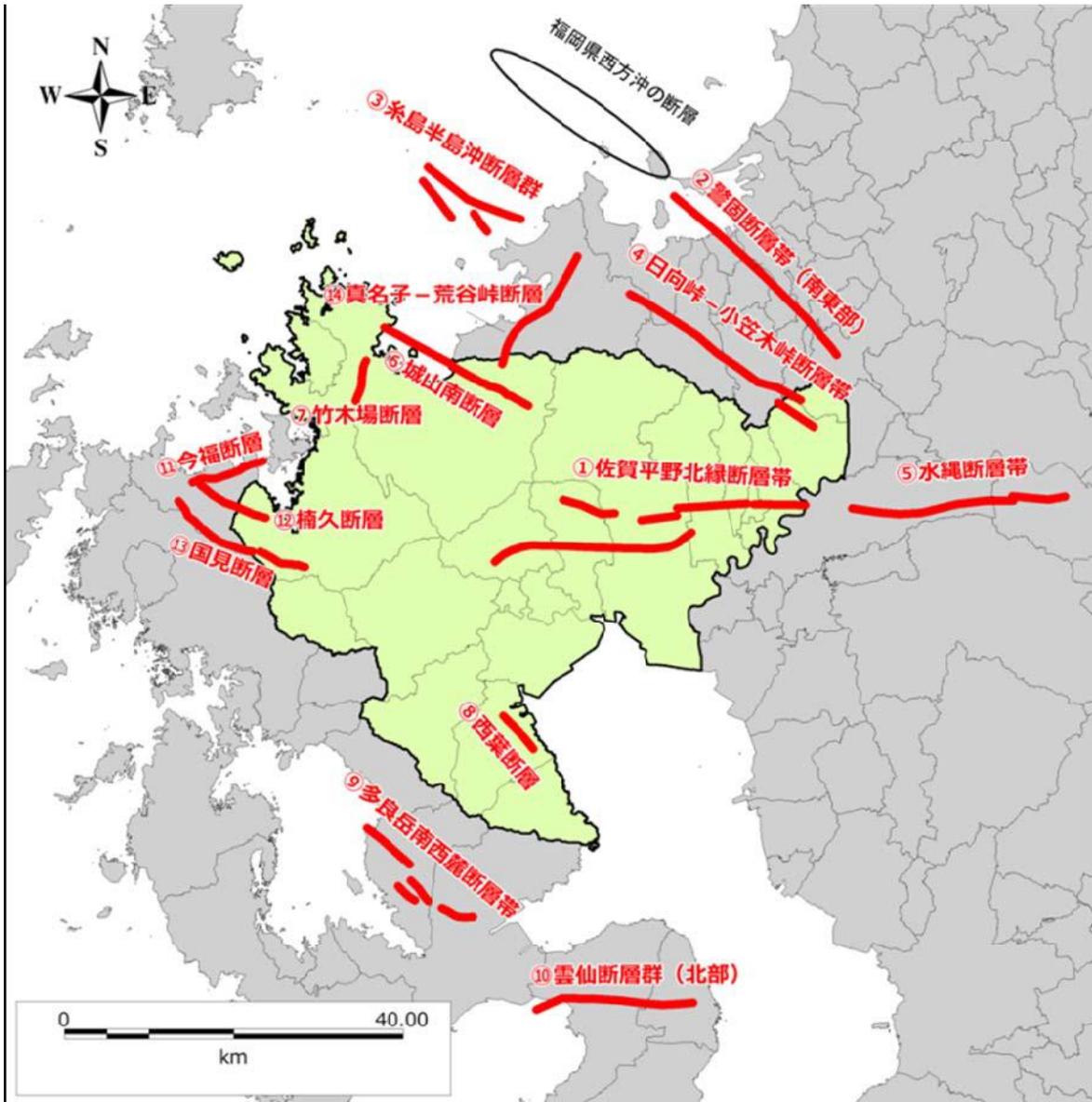
県内及び周辺において、活動した場合に本県に被害をもたらす可能性のある断層としては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の評価対象

- 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠—小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

【佐賀県内および周辺の活断層】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層—分布図と資料—

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第4項 これまでの地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町において、県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者15名、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間において県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015（平成27）年11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、市内では被害はなかった。

2016（平成28）年4月14日、21時26分、熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ11km、マグニチュード6.5の地震（前震）が発生し、熊本県益城町などで震度7を観測した。その28時間後の16日、1時25分には、同じく熊本県熊本地方を震央とする、震源の深さ12km、マグニチュード7.3の地震（本震）が発生し、熊本県益城町などで震度7を観測した。マグニチュード7.3は1995（平成7年）年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同規模の大地震であった。この一連の地震活動は「平成28年（2016年）熊本地震」と命名され、市内では16日に震度4を観測したが、被害はなかった。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記 事
679年一月一日 (天武7年)	筑紫国	6.5～7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸（瓦落つ）有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟（眉山崩壊による津波被害）
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し

1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1898年8月10～12日 (明治31年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 ※被害は、平成17年4月20日の最大余震も含まれる。
2016年4月16日 (平成28年)	熊本県熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市などで震度5強を観測 人的被害 重傷4名、軽傷9名 家屋(住家)被害 一部損壊1件 ※被害は、平成28年4月14日の前震も含まれる。

(資料) 福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)
佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)
日本被害地震総覧(1996年)
福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)

第2節 被害想定

第1項 基本的な考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震の被害想定等を設定する。

- 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課）
- 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課）
- 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県消防防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

- 震度分布については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと。
- 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

第2項 地震による被害の想定

1 想定地震の設定

(1) 想定候補となる地震

佐賀県内及び周辺地域の14の活断層について県内への影響を検討した。

- ① 佐賀平野北縁断層帯 ② 警固断層帯（南東部） ③ 糸島半島沖断層群
- ④ 日向峠－小笠木峠断層帯 ⑤ 水縄断層帯 ⑥ 城山南断層
- ⑦ 竹木場断層 ⑧ 西葉断層 ⑨ 多良岳南西麓断層帯（大村－諫早北西付近断層帯）
- ⑩ 雲仙断層群（北部） ⑪ 今福断層 ⑫ 楠久断層 ⑬ 国見断層
- ⑭ 真名子－荒谷峠断層

この14つの断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータを整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分をもとに設定）を用いた簡便法により、おおよその地震動の分布を予測した。なお、この作業において、地表付近での長さは短いですが、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層（⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭）については、断層幅と同じ長さ（1.8 km程度）を有する震源断層として設定した。

(2) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである(佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載)。

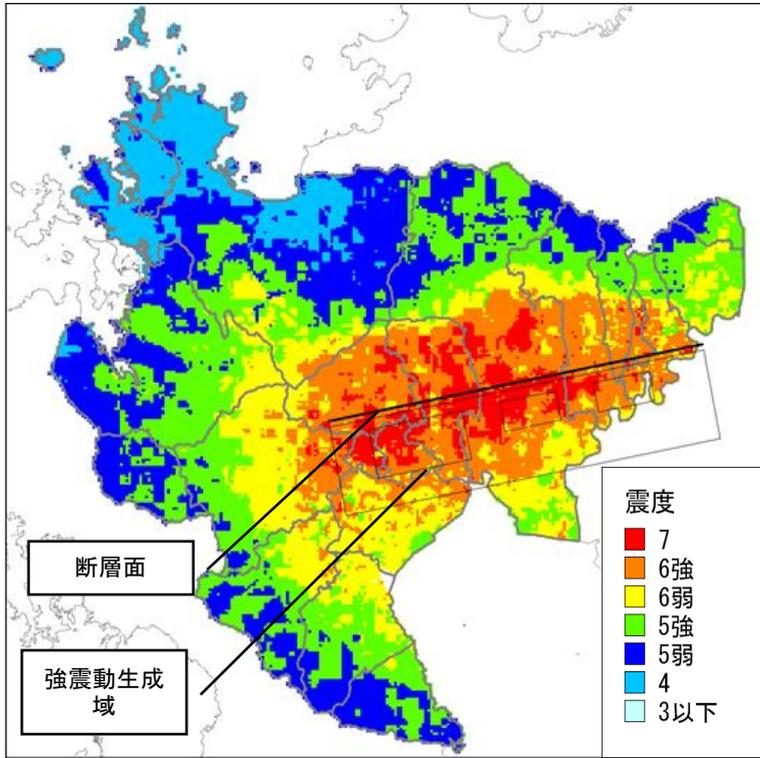
震源～工学的基盤： 地震調査研究推進本部(2012)による「全国1次地下構造モデル(暫定版)」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデルを用いて、統計的グリーン関数法により工学的基盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市町の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデルを作成し、このモデルを用いた応答計算により地表の地震波形を求め、計測震度等を算出した。

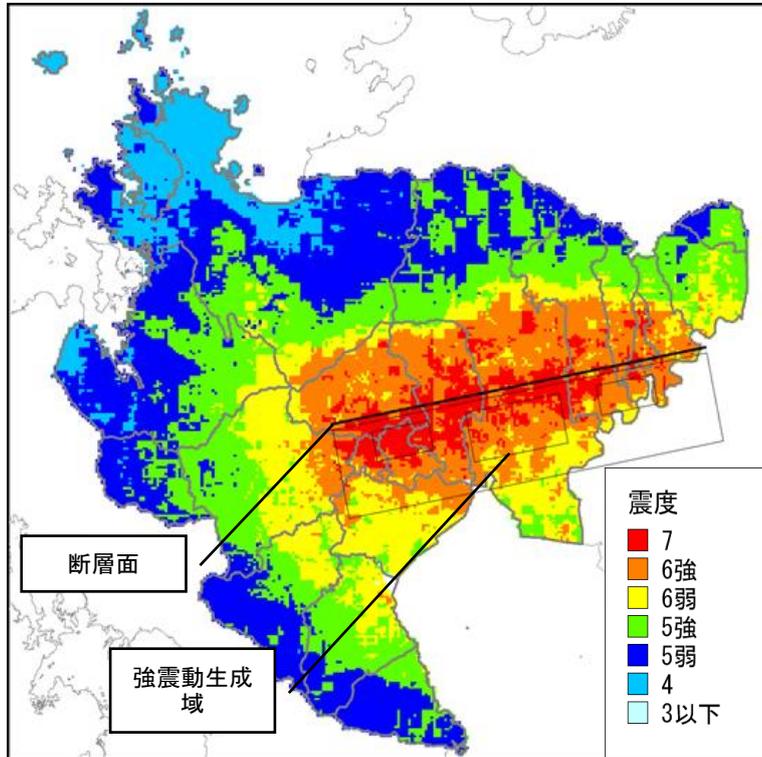
- ① 佐賀平野北縁断層帯(強震動生成域3つ・西側大のケース)の予測結果
市内で震度7が予測される
- ② 佐賀平野北縁断層帯(強震動生成域3つ・中央大のケース)の予測結果
市内で震度7が予測される
- ③ 日向峠～小笠木峠断層帯の予測結果
市内で震度5強が予測される
- ④ 城山南断層の予測結果
市内で震度5強が予測される
- ⑤ 西葉断層
市内で震度5強が予測される
- ⑥ 楠久断層
市内で震度6弱が予測される

【強震動予測図】

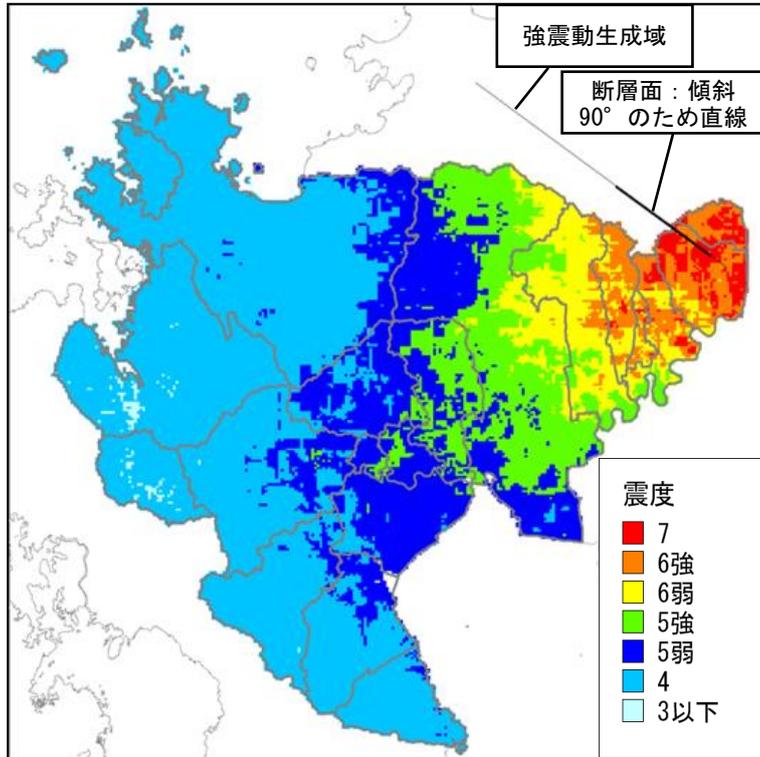
① ≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域 3つ・西側大）による地震≫



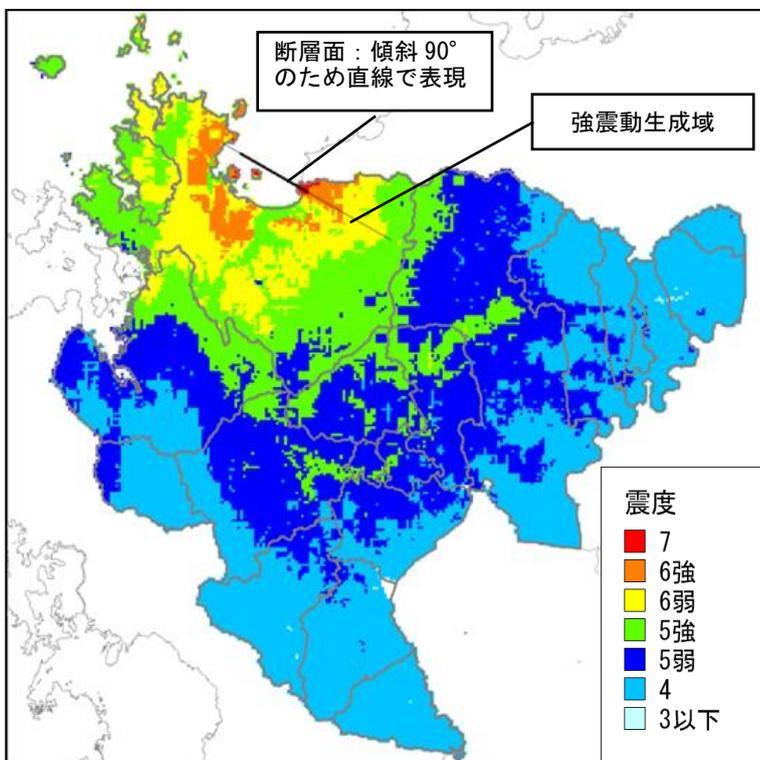
② ≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域 3つ・中央大）による地震≫



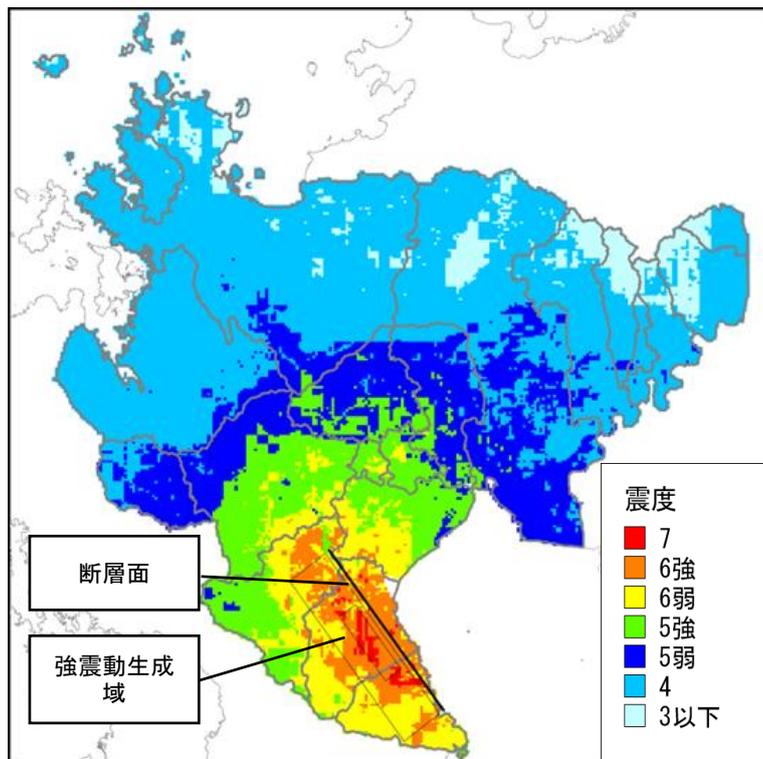
③ <<日向峠-小笠木峠断層帯による地震>>



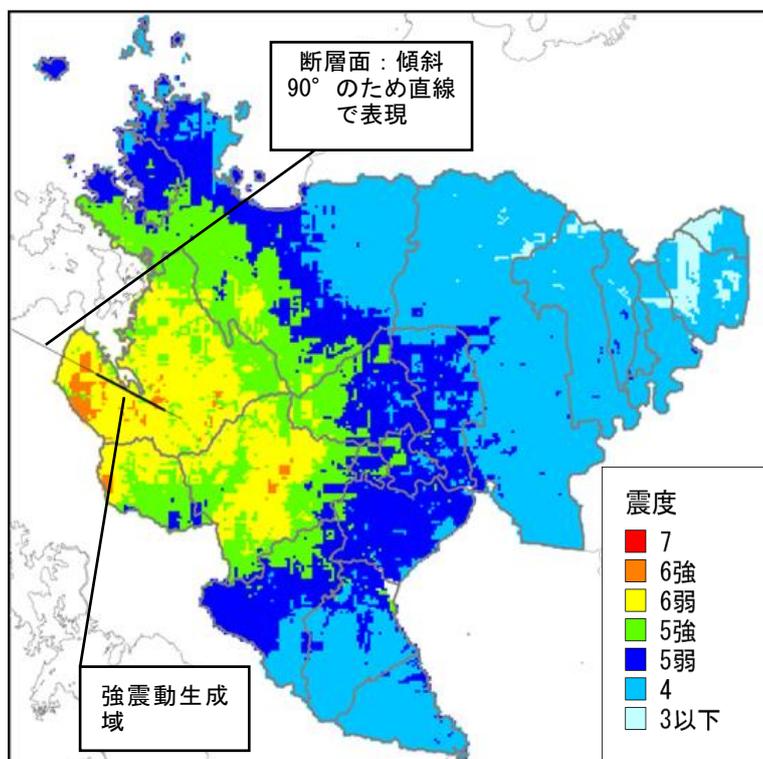
④ <<城山南断層による地震>>



⑤<<西葉断層による地震>>



⑥<<楠久断層による地震>>



2 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼 12 時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・ 冬 夕 18 時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

※以下の震源断層モデルを用いた多久市の地震被害の予測結果を分割して示す。

それぞれの 250mメッシュごとのデータ。

予測計算に用いた震源モデル

- ・ 佐賀平野北縁断層帯：ケース 3
- ・ 佐賀平野北縁断層帯：ケース 4
- ・ 日向峠－小笠木峠断層帯
- ・ 城山南断層
- ・ 楠久断層
- ・ 西葉断層

【想定地震による被害の想定】

被害項目	震源断層										西葉断層									
	佐賀平野北縁断層帯 ケース3					佐賀平野北縁断層帯 ケース4					城山南断層					橋久断層				
	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時		
建物被害	建物被害																			
	全壊・壊失棟数(棟)																			
	全壊・壊失率(%)																			
人的被害	建物被害																			
	死者数(人)																			
	負傷者数(人)																			
ライフライン被害	電力																			
	電灯軒数(軒)																			
	停電率(%)																			
固定電話	水道																			
	給水人口(人)																			
	断水人口(人)																			
携帯電話	下水道																			
	処理人口(人)																			
	機能支障人口(人)																			
LPガス	回線数(回線)																			
	不通回線数(回線)																			
	不通回線率(%)																			
避難者	不通回線																			
	停波速地局率(%)																			
	不通回線																			
生活支障	都市ガス																			
	復旧対象需要家数(戸)																			
	供給停止戸数(戸)																			
物資	LPガス																			
	復旧対象消費戸数(戸)																			
	供給停止戸数(戸)																			
災害廃棄物	夜間人口(人)																			
	避難者数(人)																			
	うち避難所(人)																			
1週間後	食料(食/日)																			
	飲料水(ℓ/日)																			
	毛布(枚)																			

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
 概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
 ・1,000未満：1の位を四捨五入
 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
 ・10,000以上：100の位を四捨五入

(注2) * : わずか
 - : 被害なし、対象なし
 0 : 小数点以下は四捨五入して表現
 E : 携帯電話不通率がE、停電率・不通回線率のいずれもが20%未満

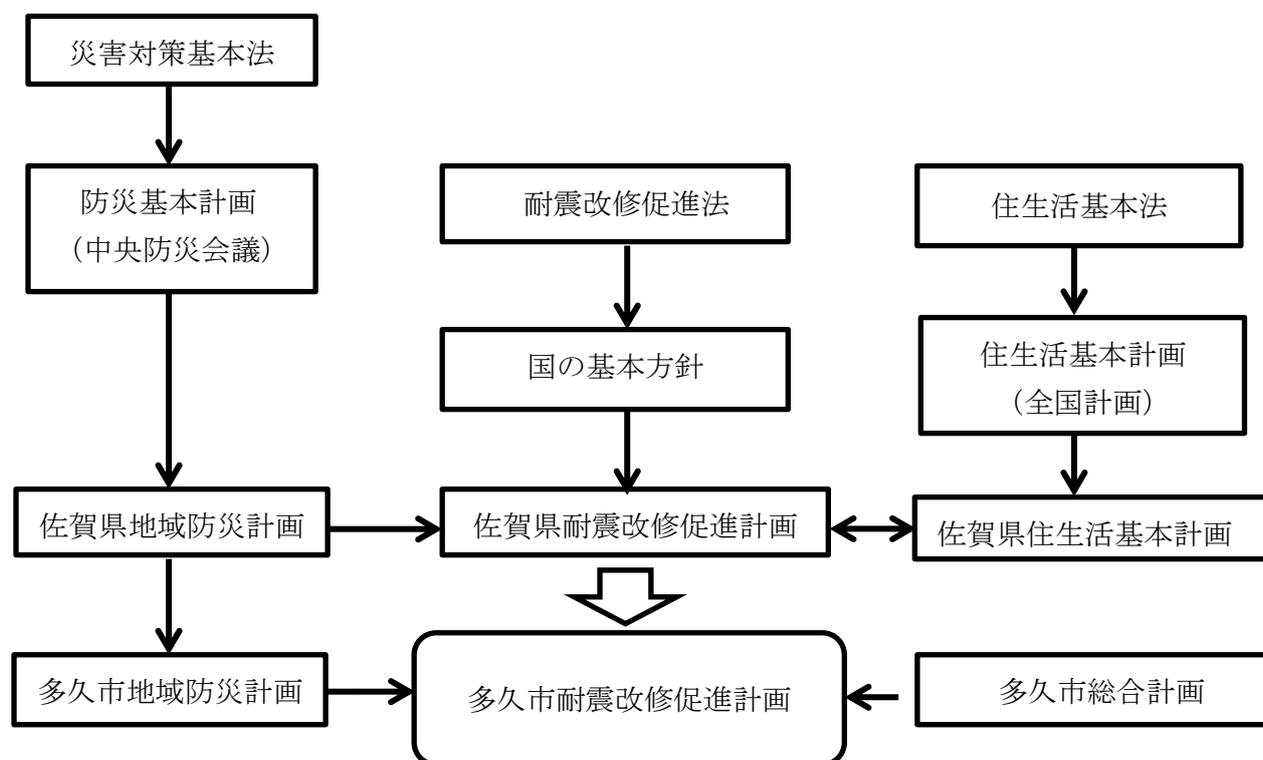
第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

多久市耐震改修促進計画は、いつ、どこで発生するか予測が困難な大規模地震による建築物の倒壊等物的被害・人的被害等を未然に防止するため、多久市における既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための具体的施策と実施計画を定めるものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき国が定めた基本方針により作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の啓発普及や措置等の事項を定め、多久市の耐震診断・改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置づける。また、策定においては、「多久市総合計画」、「多久市地域防災計画」等に定められている防災関連施策等を踏まえるとともに、佐賀県耐震改修促進計画、佐賀県住生活基本計画並びに諸施策等と整合・連携させながら推進を図るものである。



3. 計画期間

本計画は、令和元年度（2019年度）より令和7年度（2025年度）までの7年間を計画期間として耐震化の目標と目標達成に向けた取り組みを明らかにする。

なお、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、必要に応じて適宜、見直しを行うものとする。

第2章 耐震化の基本方針

1. 建築物の耐震化を促進するための基本方針

これまで、市は「耐震改修促進計画」の策定を完了し、対象となる建築物の計画的な耐震化に取り組んできたが、建築物の耐震改修には多額の経費を要し、また、建物所有者の、耐震化の重要性についての理解が進んでいないことから、耐震化が進んでいない。

そのような中、平成25年11月には、耐震改修促進法が改正され、新たに「大規模建築物」の所有者に対して耐震診断が義務付けられることとなった。また、県及び市は「耐震改修促進計画」で「防災拠点建築物」や「沿道建築物」を指定することにより、所有者に対して耐震診断結果の報告を義務付けることができるようになった。

平成28年4月に発生した熊本地震では、古い木造住宅、防災拠点となる庁舎等も大きな被害を受け、発災後の対応に支障をきたした。

このことから、大規模地震発生時の被害軽減のため、住宅や多数の者が利用する建築物に耐震化による「地震被害の低減」と防災上重要な施設や、緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある建築物の耐震化による「発災後の対応の円滑化」を基本方針と定め、耐震化の促進を図ることとする。この基本方針に沿って目標設定を行い、具体的な施策を展開していく。

① 多数の者が利用する建築物（別表1参照）

病院、店舗、旅館など多数が利用する建築物で3階以上かつ1000㎡以上のもの等

・大規模建築物【要緊急安全確認大規模建築物】（別表1参照）

平成25年の耐震改修促進法改正により、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるとして、耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物	<p>病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの</p>	<p>【期限】 平成27年 12月31日</p>
	<p>火薬類、石油類その他危険物を、一定以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等</p>	

② 防災上重要な施設

地域防災計画に位置付けられた建築物（拠点施設、救護施設、避難施設、避難行動要支援者施設等）

・防災拠点建築物【要安全確認計画記載建築物※】

「防災上重要な施設」の中から特に耐震化が必要な建築物（災害対策本部が設置される庁舎、消防本部の庁舎、物資集積拠点、災害拠点病院、大規模な指定避難所）

③ 沿道建築物

地震による建物の倒壊によって住民の避難や緊急車両の通行の妨げになる恐れがある道路沿い建築物

・沿道建築物（耐震診断義務化）【要安全確認計画記載建築物※】

「沿道建築物」のうち、相当数の建築物が集合する地域において、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物

※要安全確認計画記載建築物

平成25年の耐震改修促進法改正を受け、地方の裁量で耐震診断の実施及びその結果の報告が義務化された建築物

要安全確認計画記載建築物	<p>避難路沿道建築物</p> <p>都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの</p>	<p>【期限】 地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された期限</p>
	<p>防災拠点建築物</p> <p>都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</p>	

第3章 耐震化の促進に関する目標

1. 耐震化の目標設定

多久市では、国の基本方針及び佐賀県耐震改修促進計画に基づき、令和2年度末及び令和7年度末の耐震化率の目標を次のとおり設定する。

■ 多久市及び佐賀県の耐震化率の目標

建築物の種類	多久市	佐賀県
住宅	令和2年度末：75% 令和7年度末：おおむね解消	令和2年度末：95% 令和7年度末：おおむね解消
多数の者が利用する建築物	令和元年度末：おおむね解消	令和2年度末：95% 令和7年度末：おおむね解消
防災上重要な施設	平成28年度末：100%	令和2年度末：95% 令和7年度末：100%
沿道建築物	令和7年度末：おおむね解消	令和7年度末：おおむね解消

2. 耐震化の方針

① 住宅

住宅については、地震による住宅の倒壊から市民の命を守るため、国の基本方針及び佐賀県耐震改修促進計画を基に、住宅の自主的な耐震改修、住宅の建替え、空家対策事業による除却なども勘案しつつ、昭和56年以前に建築された住宅等について、耐震化の施策（耐震診断・改修）により耐震化を促進することで、令和7年度末までに耐震性がない住宅のおおむね解消を目指す。

② 多数の者が利用する建築物

本市において、建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号及び第3号に該当する多数の者が利用する建築物の耐震化はおおむね解消している。

③ 防災上重要な施設

拠点施設（庁舎等）、救護施設（消防関係施設、病院等）、避難施設（公民館、体育館等）、避難行動要支援者が利用する建築物（学校、保育所、社会福祉施設等）などの防災上重要な施設は、平成28年度末までに耐震化率100%達成している。

④ 沿道建築物

沿道建築物については、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道において、建物の倒壊などにより緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある建物である。耐震診断の努力義務化路線について検討を行い、必要に応じて指定した努力義務化路線の沿道建築物について令和7年度末におおむね解消を目指す。

3. 耐震化の現状と目標

① 住宅

○耐震化率の目標

令和2年度末：75% ⇒ 令和7年度末：おおむね解消

住宅については、地震による住宅の倒壊から市民の命を守るため、国、県の方針を基に令和7年度末におおむね解消を目指す。

○耐震化の施策

H25年住宅・土地統計調査による平成25年時点での建物戸数から試算する住宅戸数は、約5,369戸と推計し、うち耐震性無しの住宅戸数は約2,188戸と推計する。

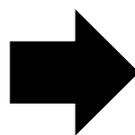
この結果、次のとおり耐震化の施策等を反映し、将来推計を行い耐震化の目標設定をする。

(自然減)

- 1) 住宅の自主的な耐震改修
- 2) 住宅の建替え
- 3) 住宅の自主的な除却
- 4) 住宅の空き家化

(施策等)

- 1) 耐震化の啓発活動
- 2) 耐震診断及び耐震改修の補助等



令和2年度末：75%



令和7年度末：
おおむね解消

② 多数の者が利用する建築物

○耐震化率の目標

令和元年度末：おおむね解消

多数の者が利用する建築物については、おおむね解消している。

③ 防災上重要な施設

○耐震化率の目標

平成28年度末：100%達成済

多久市地域防災計画に位置付けられている防災上重要な施設については、耐震化率100%達成している。

④ 沿道建築物

○耐震化率の目標

令和7年度末：おおむね解消

佐賀県緊急輸送道路の沿道における建物については、令和7年度末までにおおむね解消を目指す。

○耐震化の施策

・市内の佐賀県緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路については県により耐震改修促進法第5条第3項3号に基づく沿道建築物の耐震診断実施に努める路線として指定されている。

・市内の佐賀県緊急輸送道路のうち、第2次緊急輸送道路については市が耐震改修促進法第6条第3項2号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施に努める路線として指定し、令和7年度末におおむね解消を目指す。

第4章 耐震化の促進に関する施策

1. 耐震化を促進するための施策

(1) 県、多久市、所有者の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市は、所有者の取り組みを支援する観点から、耐震診断や改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築を県と連携し行う。

なお、公共建築物については、自ら主体的に耐震化を進めることとする。

(2) 地震被害の低減

大規模地震が発生した際の地震被害の低減を図るため、「住宅」の耐震化を促進する。

①住宅

a. 普及・啓発

市は、県からの情報等をもとにホームページや市報等に情報を掲載し、所有者の意識を醸成するための戸別訪問を行う。

b. 耐震診断や改修費の支援

住宅については、国の補助制度を活用し、県と連携して耐震診断の補助を行い、耐震改修の補助を行う。

c. 部分改修や防災ベッド等の導入の支援

建物全体の耐震化支援だけでなく、部分改修や防災ベッド・耐震シェルターの導入に対して、必要な支援を検討する。

(3) 発災後の対応の円滑化

発災後の対応の円滑化のため、防災上重要な施設や沿道建築物の耐震化を促進する。

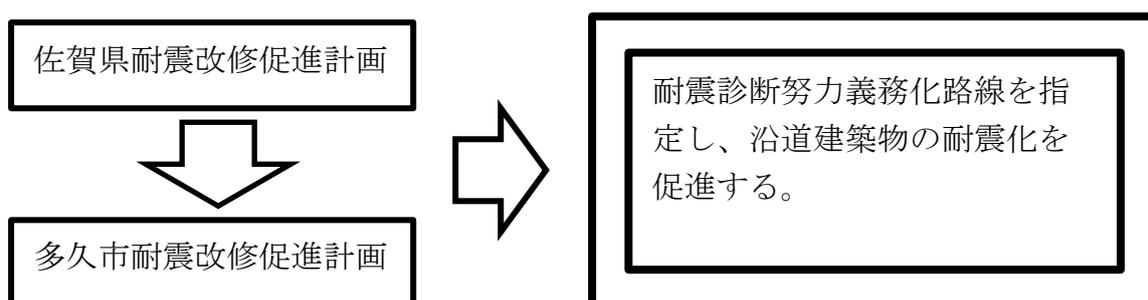
①沿道建築物

a. 普及・啓発

佐賀県緊急輸送道路の沿道の建築物の所有者に対して、県と連携して耐震性の重要性の周知や啓発を行う。

b. 法規制による耐震化の促進

- ・市内の佐賀県緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路については県により耐震改修促進法第5条第3項3号に基づく沿道建築物の耐震診断実施に努める路線として指定されている。
- ・市内の佐賀県緊急輸送道路のうち、第2次緊急輸送道路については市が耐震改修促進法第6条第3項2号に基づく沿道建築物の耐震診断の実施に努める路線として指定し、令和7年度末におおむね解消を目指す。



c. 耐震診断や改修費の支援

佐賀県と連携して、耐震診断を努力義務化した主体に関わらず国の補助事業を有効に活用して、民間建築物の耐震診断や耐震改修の支援を行うものとする。

(4) 総合的な安全対策に関する取り組み

① ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀は、建築物と同様に第一義的には所有者の責任において対策を講じることが求められることから、構造安全性の確認を促すとともに、安全性を満足していない無筋ブロック塀などについては、国や県と連携して、撤去の推進に努める。なお、ブロック塀等の安全確保等に関する事業として補助の対象となる避難路は、指定通学路及び、住宅や事業所から避難所等へ通じる国道、県道、市道とする。

② 窓ガラス、外壁タイル、屋外看板、天井等の落下防止

大地震の発生により建物本体の損壊はなくても、非構造部材である天井や窓ガラス等が落下・崩壊し、多くの被害が予想されることから、非構造部材の落下防止について佐賀県と連携して周知に努める。また、非構造部材の耐震化についても、国の支援策等の活用を検討する。

③ 住宅の家具の転倒防止

住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関する危険性をホームページや市報等で周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及に努める。

④ エスカレーター等の落下防止

平成23年3月に発生した東日本大震災において、エレベーターやエスカレーターの落下による被害が複数発生した。その被害状況を踏まえて、平成26年4月に「建築基準法施行令を改正する政令」が公布され、エレベーターやエスカレーターの脱落防止対策に関する建築基準法施行令、告示が制定及び一部改正された。

エスカレーターについては、国が示す「エスカレーターの落下防止対策試案」に合わせて、新設する場合はもちろんのこと、既存設備に対しても優先度の高いものから国の支援策等を活用し改修に努める。

また、エレベーターに対しても同様に法改正による新基準に従って、新設・既存改修共に設備の耐震化に努める。

■佐賀県緊急輸送道路ネットワークの概要

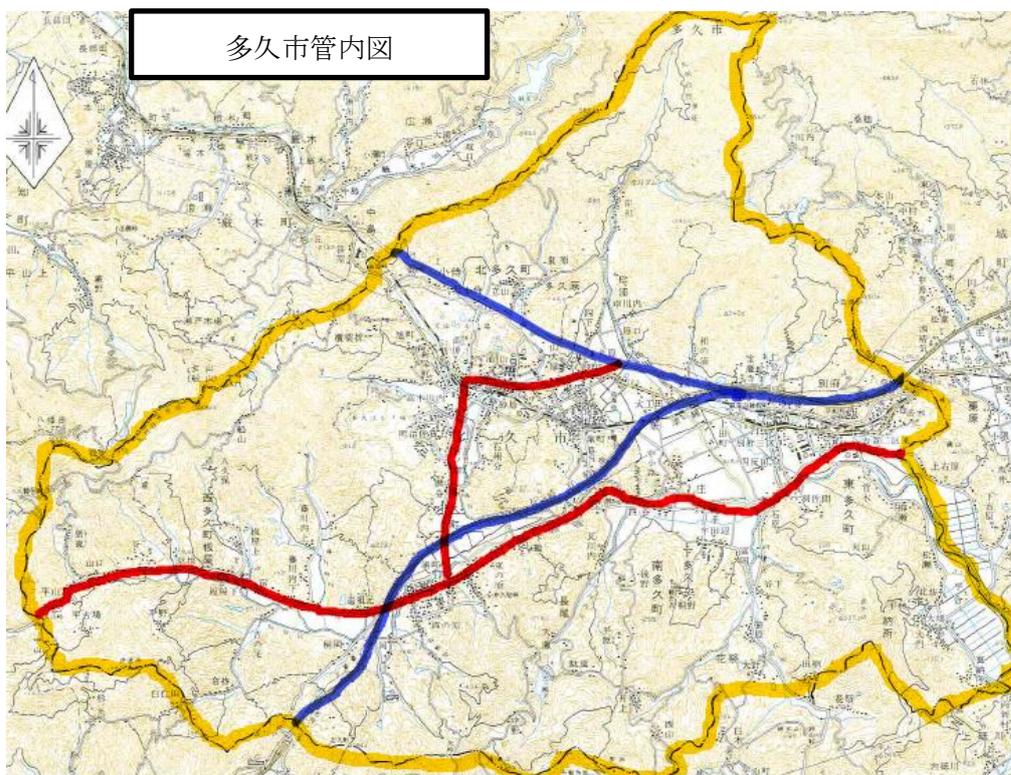
佐賀県緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路	○県内外の広域的な輸送に不可欠な高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路
第2次緊急輸送道路	○第1次緊急輸送道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路。

■耐震診断義務化路線努力義務化路線指定検討の道路区分

	耐震改修促進法規定条文	路線指定検討の道路区分
県	耐震改修法第5条第3項第2号、第3号	第1次緊急輸送道路
市町	耐震改修法第6条第3項第1号、第2号	第2次緊急輸送道路

■多久市緊急輸送道路網図



路線凡例

- 青：第1次緊急輸送道路（九州横断自動車道、巖木多久有料道路、国道203号線の一部）
- 赤：第2次緊急輸送道路（国道203号線の一部、県道24、25、35、332号線）

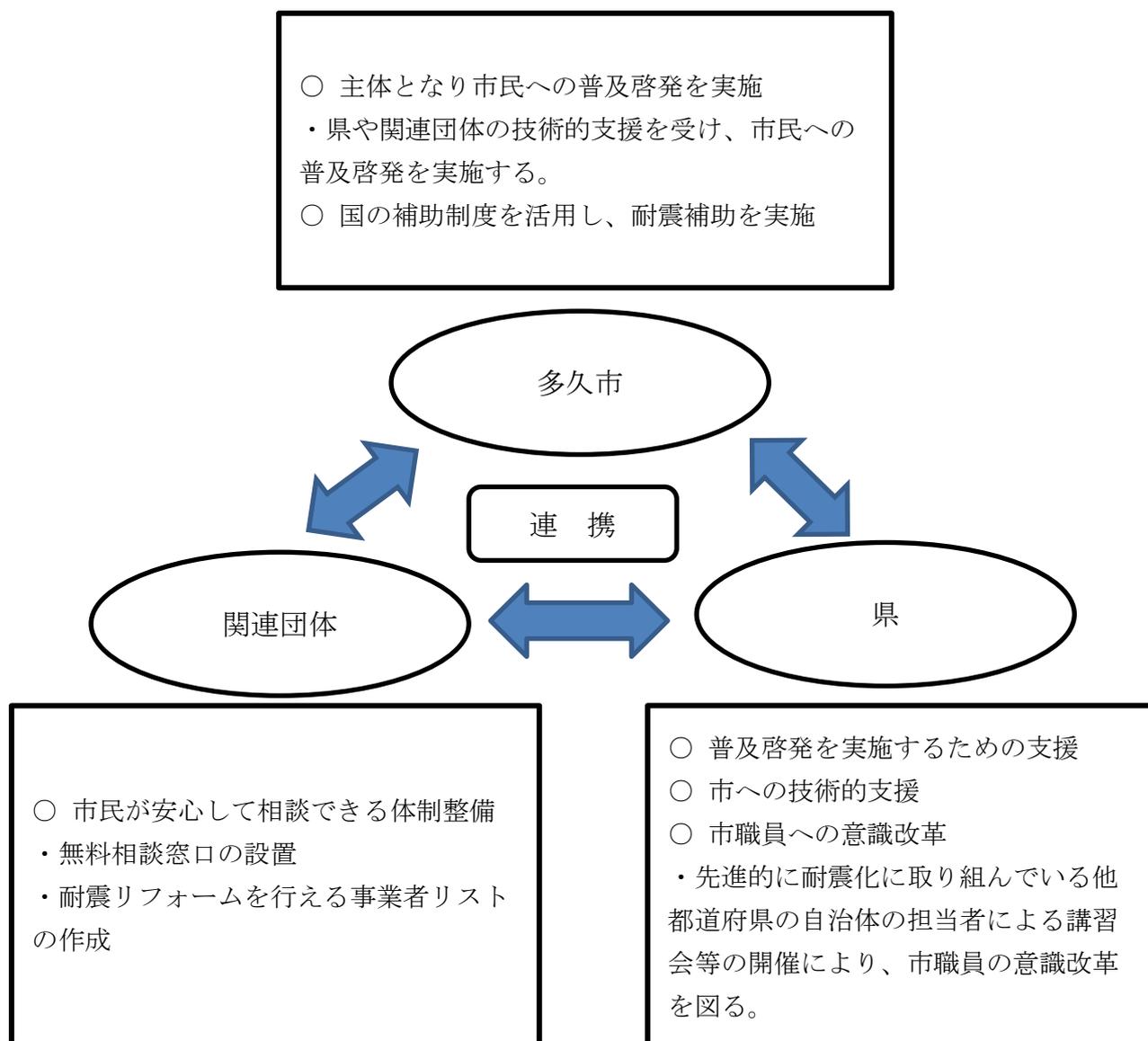
■耐震化を促進するための施策一覧

	重点的に耐震化を図る建物	耐震化施策	実施内容
地震被害の低減	住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震化の促進 ○耐震対策の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○市HP 等からの情報提供 ○佐賀県住まいづくりサポートセンターを活用した住宅相談 ○所有者への耐震化の普及・啓発の推進活動 ○耐震診断・改修費の支援 ○耐震シェルター、防災ベッド等の普及
	大規模建築物 多数の者が利用する建築物（大規模建築物を含む）	○多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修費の支援 ・所有者に対する講習会等の実施 ○大規模建築物 ※本市には該当する民間の対象建築物なし
発災後の対応の円滑化	防災上重要な建築物	○防災上重要な施設の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○防災上重要な建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修費の支援（民間建築物） ・国の補助制度や緊急防災・減災事業の活用 ・多久市耐震改修促進計画に基づく計画的な耐震化の実施
	沿道建築物	○耐震診断の努力義務化による耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断努力義務化建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく耐震診断努力義務化 ・耐震診断・改修費の支援（民間建築物）

2. 実効性を高めるための取り組み

○計画を推進していくための体制整備

計画を推進する上では、多久市、県、関連団体が担うべき役割を明確にし、相互に連携を図り、市民への普及啓発を実施する。



■ 関連団体の例

◇ 建築士関連団体、建設業関連団体等

別表1 ■ 耐震改修促進法における規制対象一覧（第14条に定める建築物）

用途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件	指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件		
学校	小中学校、盲・ろう・養護学校等	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上		
	上記以外の学校	3階以上かつ1,000㎡以上	—	—		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ2,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所			—			
劇場、観覧上、映画館、演芸場			—			
集会場、公会堂			—			
展示場			—			
卸売市場			—			
百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗			3階以上かつ2,000㎡以上			
ホテル、旅館			—			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			—			
事務所			—			
老人ホーム、心身障害者福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ2,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、心身障害者福祉センター等に類するもの						
幼稚園、保育所		2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等に類するもの						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場等は除く）					—	
車両の停車場等で旅客の乗降や待合の用に供するもの					3階以上かつ2,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫など自動車の停車や駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署など公益上必要なもの						
危険物の貯蔵場又は処理場の用に供するもの					政令で規定するもの	500㎡以上
地震発生時に道路を閉塞する恐れのあるもの		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超え高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、全面道路幅員の1/2超え高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合6m超）		
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物		

※右欄の耐震診断義務付け対象建築物の要件⇒ 上枠『要緊急安全確認大規模建築物』、下枠『要安全確認計画記載建築物』

別表2 多久市 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

【指定緊急避難場所】

番号	名称	所在地	収容面積	収容人数	備考	風水害	土砂災害	地震災害
1	中央公園	北多久町	2,200㎡	1,100人		○	○	○
2	北部公園	北多久町	1,182㎡	591人		○	○	○
3	みどりが丘公園	多久町	876㎡	438人		○	○	○
4	東部校運動場	東多久町	12,811㎡	6,405人		○	○	○
5	中央校運動場	南多久町	20,908㎡	10,464人		○	○	○
6	多久北部運動広場	北多久町	13,342㎡	6,671人		○	○	○
7	東部ふれあい運動広場	東多久町	7,634㎡	3,817人		○	○	○
8	緑が丘運動広場	北多久町	8,850㎡	4,425人		○	○	○
9	西溪校西運動場	多久町	9,931㎡	4,965人		○	○	○
10	西多久多目的運動広場	西多久町	6,748㎡	3,374人		○	○	○
			84,482	42,250				

【指定避難所】

番号	名称	所在地	利用面積	収容人数	備考	風水害	土砂災害	地震災害	備考
1	納所交流センター	東多久町大字納所2578-1	324㎡	162人		○	○2階	○	土砂災害警戒区域
2	大字納所会館	東多久町大字納所3162-7	122㎡	61人		○	△	○	土砂災害警戒区域
3	東部校体育館	東多久町大字別府3182	907㎡	453人		○	○	○	
4	東多久公民館	東多久町大字別府3286-7	187㎡	93人		○	○	○	
5	南多久社会体育館	南多久町大字下多久6103-2	906㎡	453人		○	○	○	
6	南多久公民館	南多久町大字下多久6063-1	207㎡	103人		○	○	○	
7	西溪校西体育館	多久町1789-4	907㎡	453人		○	△	○	土砂災害警戒区域
8	多久公民館	多久町2144-1	239㎡	119人		○	○	○	
9	西多久社会体育館	西多久町大字板屋7775-8	484㎡	242人		○	○	△	つり天井(一部)
10	西多久公民館	西多久町大字板屋6176-2	192㎡	96人		○	△	○	土砂災害特別警戒区域
11	緑が丘社会体育館	北多久町大字小侍1100-1	896㎡	448人	緊急避難場所	○	○	○	
12	多久市体育センター	北多久町大字小侍286-24	1,080㎡	540人		○	○	○	
13	北多久公民館	北多久町大字小侍7-14	178㎡	89人		○	○	△	非耐震構造
14	多久市児童センター	北多久町大字小侍40-2	1,260㎡	630人	緊急避難場所	○	○	○	
15	北多久社会体育館	北多久町大字多久原7025-2	1,091㎡	545人	緊急避難場所	○	○	○	
16	中央校前期体育館	南多久町大字下多久2286-13	911㎡	455人	緊急避難場所	○	○	○	
17	佐賀県立産業技術学院屋内運動場	多久町7183-1	576㎡	288人		○	○	○	
			10,467㎡	5,230人					
18	救護施設しみず園 地域交流センター	多久町2016-1		40人	福祉避難所	○	○	○	収容人員は1人4㎡で積算
19	ケアハウス大地	北多久町大字小侍132-6		45人	福祉避難所	○	○	○	〃
20	介護老人保健施設 ケアハイツやすらぎ	南多久町大字下多久2118-173		30人	福祉避難所	○	○	○	〃
21	特別養護老人ホーム 天寿荘	北多久町大字小侍640-1		45人	福祉避難所	○	○	○	〃
22	養護老人ホーム けいこう園	東多久町大字別府5222-2		14人	福祉避難所	○	○	○	〃
23	有料老人ホームだんらん	北多久町大字小侍132-6		70人	福祉避難所	○	○	○	〃

244人